

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

February 2021

acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争

➤ 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、ご連絡下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

CORPORATE LAW NEWSLETTER – FEBRUARY 2021

今回のニュースレターでは、2013 年会社法規則の改正、インド競争委員会の命令、証券法の動向等、インド会社法関連の重要なアップデートについて取り扱っています。

具体的な内容としては、(a)2014 年会社(定義の詳細仕様)規則の改正、(b)2016 年会社(妥協、取決め及び合併)規則の改正、(c)2014 年会社(設立)規則の改正、(d)Baglekar Akash Kumar v. Google LLC and Google India Digital Services に関するインド競争委員会の命令、(e)インド証券取引委員会(SEBI)による上場会社のマネージング・ディレクター及び常勤取締役の再任に関するディスカッションペーパー、(f)Future Retail Limited のインサイダー取引に関する SEBI による裁定、等です。

1. 会社法(COMPANIES LAW)

2021 年 2 月の重要なアップデートは以下の通りです。

1.1. 2014 年会社(定義の詳細仕様)規則の改正(Amendments to the Companies(Specification of Definitions Details)Rules,2014)

1.1.1. Amendment on 1 February 2021:

- (a) 2021 年 2 月 1 日、インド企業省は、2014 年会社(定義の詳細仕様)規則の改正を通知しました。今回の改正は、インド政府の予算発表に沿った形で行われたものです。改正により、小規模会社の判定基準が、(i)払込資本については 500 万ルピーから 2,000 万ルピーへ、(ii)売上高については 2,000 万ルピーから 2 億ルピーへ、それぞれ引き上げられました。
- (b) 改正は中小企業のコンプライアンス要件の緩和を目的としており、約 20 万社にメリットがあると期待されています。2021 年 4 月 1 日から施行されます。
- (c) Please click [here](#) to read the amendment.

1.1.2. Amendment on 19 February 2021:

2021 年 2 月 19 日、インド企業省は、2014 年会社(定義の詳細仕様)規則の改正を通知しました。

- (a) 改正においては、規則 2A が追加されており、上場会社に分類されない基準について規定されています。
 - (i) 承認証券取引所には株式を上場していないが、以下の要件を満たす会社

- A. 2008 年 SEBI(債券発行及び上場)規則に基づき、私募で発行した非転換社債を上場している公開会社
 - B. 2013 年 SEBI(非転換社債型優先株式の発行と上場)規則に基づき、私募で発行した非転換社債を上場している公開会社
 - C. A.と B.の両方を満たす会社
- (ii) 2008 年 SEBI(債券発行及び上場)規則に基づき、私募で発行した非転換社債を承認証券取引所に上場している非公開会社
 - (iii) 承認証券取引所には株式を上場していないが、外国管轄区域の証券取引所に株式を上場している公開会社
- (b) 2021 年 4 月 1 日から施行されます。
 - (c) Please click [here](#) to read the amendment
- 1.2. **2016 年 会 社 (妥 協 、 取 決 め 及 び 合 併) 規 則 の 改 正 (Amendment to the Companies(Compromises, Arrangements and Amalgamations)Rules, 2016)**
- 1.2.1. 2021 年 2 月 1 日、インド企業省は、2016 年会社(妥協、取決め及び合併)規則の改正を通知しました。
- 1.2.2. 改正により、以下の場合において、2013 年会社法第 233 条の下における合併スキームを利用することが可能となりました。
- (a) 2 以上のスタートアップ企業間
 - (b) 1 以上のスタートアップ企業と 1 以上の小規模企業間
- 1.2.3. スタートアップ企業とは、2013 年会社法または 1956 年会社法に基づき設立された非公開会社であって、2019 年 2 月 19 日にインド商工省産業国内取引促進局が発行した通達に基づいて認定された会社を指します([here](#))。
- 1.2.4. 改正は 2021 年 2 月 1 日から施行されます。
- 1.2.5. Please click [here](#) to read the amendment.
- 1.3. **2014 年 会 社 (設 立) 規 則 の 改 正 (Amendment to the Companies(Incorporation)Rules, 2014)**

- 1.3.1. インド企業省は、2021年2月1日、2014年会社(設立)規則の改正を通知しました。1人会社(One Person Company=OPC)の設立、1人会社から公開会社/非公開会社への転換について、第3規則と第6規則にそれぞれ規定されています。
- 1.3.2. 本改正により、インド国民であれば、居住者であるかどうかに関わらず、誰でも1人会社を設立することが可能になりました。また、インドに居住しているとみなされるための居住期間要件が182日から120日に短縮されました。加えて、第3規則の第7項が削除されました。
- 1.3.3. 1人会社は、以下のいずれかの方法で公開会社/非公開会社への転換が可能です。
 - (a) 増員(株主等-公開会社7名/非公開会社2名、取締役-公開会社3名/非公開会社/2名)
 - (b) 2013年会社法に基づく最低払込資本要件の調整
- 1.3.4. また、公開会社/非公開会社への転換においては、以下の書類を添付の上、e-FormNo.INC6にて申請書を提出する必要があります。所定の手数料の支払いも必要です。
 - (a) 内容変更後の基本定款(MOA)および付属定款(AOA)
 - (b) 決議書の写し
 - (c) 株主メンバーおよび取締役のリスト
 - (d) 債権者のリスト
 - (e) 最新の監査済み貸借対照表及び損益計算書
- 1.3.5. 改正は2021年4月1日から施行されます。
- 1.3.6. Please click [here](#) to read the amendment.

2. 競争法(COMPETITION LAW)

2021年2月の主なアップデートは、以下の通りです。

- 2.1. **Order of Competition Commission of India (“CCI”) in the matter of Baglekar Akash Kumar v. Google LLC and Google India Digital Services Private Limited**
- 2.1.1. インド競争委員会(CCI)は、支配的地位の乱用に関する Baglekar Akash Kumar v. Google LLC and Google India Digital Services Private Limited の訴訟において、2021年1月29日付けで裁定を下しました。Googleが「Meet App」を「Gmail App」に統合したことで、メールやダイレクトメッセージ市場における支配的地位を濫用して専門的なビデオ会議サービスを提供する

市場に参入し、競争を阻害している、と主張されていました。これに対して、インド競争委員会は、Google は反競争的な活動は行っていない、と判断しました。

2.1.2. Google による支配的地位の濫用の有無について判断するため、インド競争委員会は、まず、2020 年 8 月 18 日付けの Re. Harshita Chawla and WhatsApp Inc & Others(WhatsApp Order)の判決に基づいて、関連市場の調査を実施しました。WhatsApp Order において、インド競争委員会は、アプリを特定の関連市場に分類するためには、アプリの主要な機能または最も支配的な機能を特定することが重要である、としています。Gmail アプリの主な機能は、電子メールサービスを提供することであるとの見解が示されており、本事例の出願人が主張するようなダイレクトメッセージサービスやインターネット関連サービスは、Gmail アプリの主要な機能ではありません。さらに、本件における関連二次市場とは、「専門的なビデオ会議サービスを提供するための市場」であると指摘しています。関連市場についての決定及び当事者双方の意見を聴取した結果、以下の理由から、Google が支配的地位にあるにもかかわらず、その行為は 2002 年競争法の支配的地位の濫用に違反するものではない、との見解を示しました。

- (a) Gmail ユーザーは、Meet App の利用を強制されるわけではない
- (b) 利用者は自由に Meet App をオフにすることができる
- (c) ユーザーは、Zoom や Webex meet のような他社のビデオ会議アプリを自由に使用することができる
- (d) Google アカウント(=Gmail アカウントである必要はない)を持っている人であれば、誰でも Meet App を利用することができる

2.1.3. Please click [here](#) to read the CCI order in the matter of Google

3. 証券法(SECURITIES LAW)

2021 年 2 月の主なアップデートは、以下の通りです。

3.1. Discussion paper by Securities and Exchange Board of India(“SEBI”) on re-appointment of managing directors and wholetime directors who fail to get elected at a general meeting of a listed entity.

3.1.1. 現在、2013 年会社法によると、上場会社のマネージング・ディレクターまたは常勤取締役は、株主総会で承認されることを前提として、取締役会で選任することになっています。

3.1.2. 2021 年 1 月 27 日にインド証券取引委員会(SEBI)が発行したディスカッション・ペーパーでは、株主総会での承認がなされなかった状況下において、取締役会が当該人物を再任し、次の株主総会まで在任し続ける場合への対処について取り扱っています。

3.1.3. 2013 年会社法では、現在、株主総会で選任の承認を得られなかった取締役の再任は禁止されています。ディスカッションペーパーでは、いくつかの条件付きで、上場会社のマネージング・ディレクター及び常勤取締役の選任についても同様の制限を課すことを求めています。

- (a) 上場会社の指名・報酬委員会が、その推薦理由を詳細に記載した上で、選任を勧告しなければならない
- (b) 取締役会は、選任理由を記録した上で、承認を行わなければならない

3.1.4. 取締役会のその他の義務

- (a) 次回の株主総会または選任から 3 ヶ月以内のいずれか早い日までに株主の承認を受けなければならない
- (b) 指名・報酬委員会の勧告と併せて、24 時間以内に会社が上場している証券取引所に選任理由を開示しなければならない(この要件は他の取締役の選任にも適用される)

3.1.5. 再任が株主によって拒否された場合、その日から 2 年間は、該当する上場会社の取締役に任命される資格を有しないものとします。

3.1.6. 2015 年 SEBI(上場義務と開示要件)規則の改正案について、パブリックコメントの募集が行われています。

3.1.7. Please click [here](#) to view the discussion paper.

3.2. **SEBI's ruling in the matter of insider trading activities in the scrip of Future Retail Limited.**

3.2.1. 2021 年 2 月 3 日、インド証券取引委員会(SEBI)は、Future Retail Limited の有価証券インサイダー取引疑惑に関連する裁定を下しました。本件は、非公開価格関連情報(unpublished price sensitive information)を保有した状態で有価証券の取引を行ったとして、2015 年 SEBI(インサイダー取引の禁止)規則に違反した疑いが問われていました。インド証券取引委員会のメンバーにより議論された、法律上重要な論点は、企業に求められる開示の程度、情報が一般に公開されていると考えられる時期、情報がいつから非公開価格関連情報になるのか、等でした。

3.2.2. インド証券取引委員会は、通信社へのインタビューにおいて、特定の取引に関する全ての重要な情報がインタビュー中に開示されなかった場合には、十分な開示とはならないと判断し、全ての重要な情報は非差別的に公開されていなければならない、と述べました。

3.2.3. 本件は、会社分割とその後の合併取引に関する情報開示が不十分であった事例であり、通信社のインタビューには、提案されている組織再編がどのように行われるのか、上場会社の株主が受け

取るであろう対価、その他の重要な情報は具体的に記載されていなかったと判断されました。また、情報開示には、2015年SEBI(上場義務と開示要件)規則にて義務付けられている全ての情報が含まれているべきであると述べられています。さらに、情報開示は、再編プロセスの全ての段階で行われるべきであり、重要な進展については定期的の開示されるべきである、としました。

- 3.2.4. 上記を総合的に考慮した結果、インド証券取引委員会は、全ての重要な情報は公開されておらず、開示は本質的に不十分であり、非公開価格関連情報は存在する、と判断しました。
- 3.2.5. また、取引を行った会社はインサイダーであり、非公開価格関連情報にアクセスしていたため、2015年SEBI(インサイダー取引の禁止)規則に違反している、と判断しました。
- 3.2.6. インド証券取引委員会は、本件通知者に対して、証券市場へのアクセスを制限し、追加のペナルティを課すと共に、利益の返還を命じました。
- 3.2.7. 本件は、通知者により証券上訴裁判所に上訴されており、次回の審理は2021年4月12日に予定されています。
- 3.2.8. Please click [here](#) to read the order passed by SEBI

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in